



## 大樹町地域包括支援センター

### 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律に基づいて支援する制度です。

こんにちは、地域包括支援センターです。「らいふ」内の高齢者支援係が窓口です。高齢者の方やその家族からの相談を受けたり、地域で自分らしく生活できるよう、お手伝いする総合相談窓口です。

### 「財産管理」と「身上監護」について支援が行われます

成年後見制度で支援される内容は、預貯金などの管理と、医療・介護などに関する手続きの、大きく2つに分けられます。

#### 「財産管理」

- ・ 預貯金の管理
- ・ 税金や水道光熱費などの支払
- ・ 不動産などの管理
- ・ 遺産分割 など



#### 「身上監護」

- ・ 介護や福祉サービス利用の手続き
- ・ 施設への入退所の手続き、費用支払い
- ・ 医療機関の受診に関する手続き
- ・ 要介護認定の申請 など



※身元保証人や入院時の保証人になるわけではありません。

### 成年後見制度の種類

- ①法定後見制度…判断能力が不十分な人が利用する制度。
- ②任意後見制度…判断能力が十分あるうちに、支援者や支援内容を本人が決めておく制度。  
ご本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が認めた時点から後見活動が、開始されます。

### 法定成年後見制度の流れ

**申立**て 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に審判を申し立てます。

**審判**手続き 家庭裁判所が本人、申立人、後見人候補者と面談します。

**審判** 家庭裁判所が後見人と支援内容を決定します。

**支援開始** 後見人が、ご本人への支援を開始します。

申立てができる人  
本人や配偶者、四親  
等内の親族、市区町  
村長などです。



※申し立ての必要書類や印紙代に1～2万円程度、判断能力の鑑定料に5～10万円程度の費用がかかります。

※法定後見制度の後見人などの、毎月の報酬額（2万円～）は家庭裁判所が決定します。

高齢者の相談・お問い合わせは… 大樹町地域包括支援センターへ ☎6 - 2200  
夜間・早朝・土日祝日の緊急なお問い合わせは… 役場代表電話へ ☎6 - 2111